

介護サービス情報の公表制度における報告等の対象外届

令和 年 月 日

三重県知事 あて

住 所
開設者 (所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)
電話番号

押印不要

次のとおり介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき、規則第140条の44に規定する介護サービスの情報の公表の対象外となる（□ 特定福祉用具販売事業所・□ 特定介護予防福祉用具販売事業所）として届け出ます。

介護保険事業所番号																				
公表の対象外として届け出る 特定福祉用具販売事業所	名称																			
	所在地																			
指定をうけた年月日																				
該当期間内に販売の対価として 支払いを受けた額 (単位:円)																				

各欄に全て記入のうえ、支払いを受けた実績が無い場合は0円と記入すること。

介護保険事業所番号																				
公表の対象外として届け出る 特定介護予防福祉用具 販売事業所	名称																			
	所在地																			
指定を受けた年月日																				
該当期間内に販売の対価として 支払いを受けた額 (単位:円)																				

(留意点)

- ・特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の指定を併せて受けている事業所については、いずれも販売の対価として支払いを受けた額が100万円以下の場合、公表の対象外となることから、各々必要な事項を記載すること。
- ・該当期間内に販売の対価として支払いを受けた額 (単位:円) は、計画の基準日 (令和6年1月1日) の前1年間 (サービス提供月 令和5年1月分~令和5年12月分) にサービスの対価として支払いを受けた金額 (利用者負担額を含む。) を記載する。

(参考)

- ・福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与を一体的に運営している場合は、介護保険事業所番号及び事業所名称を記載すること。

介護保険事業所番号																				
併せて指定を受けている 福祉用具貸与事業所																				
介護保険事業所番号																				
併せて指定を受けている 介護予防福祉用具貸与事業所																				